

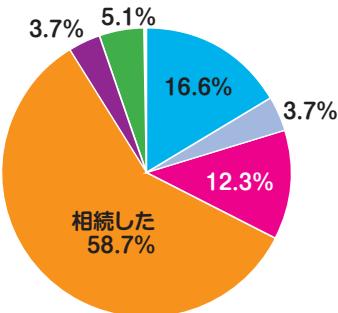
3 空き家と相続の関係

空き家の相続トラブル

国土交通省の調査によると、使用目的が定まっていない「その他の空き家」のうち、その所有原因は約6割が「相続」となっています。

- 空き家を取得した経緯（「その他の住宅」に分類される空き家）
 - 新築した・新築を購入した
 - 新築の住宅を購入
 - 中古を購入した
 - 相続した
 - 無償で譲渡された
 - 不明・無回答

(出典:国土交通省
「令和元年空き家所有者実態調査」)



空き家と相続トラブル

では、空き家がもたらす相続トラブルにはどういったものがあるのでしょうか？

■ケース1 相続人が多すぎて処分できない

登記簿上の所有者が何代も前の所有者のため、いざ空き家を処分しようとしても、関係する相続人が非常に多人数になっている。誰が相続人なのかもよくわからないし、それぞれの意見をまとめるのも非常に手間がかかる。

■ケース2 誰がこの家を継ぐのか

所有者が家屋の相続人を決めないままに亡くなってしまい、複数の共有名義になった。遺産の使い道が決まらないため、長年放置されることになってしまった。

■ケース3 遠方で空き家を管理できない

空き家を相続したが、自身は県外に既に住居を構えているため、今後住む予定もない。遠方なので管理もできないので放置していたら、どんどん家が傷んできた。

相続トラブル回避のために

空き家の相続トラブルを回避するため、下記の内容を検討しましょう。

■相続財産の確認

- ・不動産の登記簿確認
(所在、概要、登記名義人)
- ・その他の財産の確認

■家族会議を開く

- ・誰が何をどう相続するか
- ・実家の活用はどうするか
- ・誰が実家を管理するか

■遺言書等を準備する

- ・エンディングノート
- ・遺言書
- ・民事信託

■相続人の調査

- ・戸籍による相続人調査



1 空き家放置の問題点

2 適切な空き家管理

3 相続家の関係

4 空き家の関係

5 利活用

6 空き家に関する各種支援制度

7 Q&A

8

相続関連情報

1 空き家放置
の問題点

2 適切な
空き家管理

3 相
空き家と
の関係

4 税
空き家と
の関係

5 利
空き家の
利活用

6 各種支
空き家に
する制度

7 Q & A

相続登記

不動産について、相続登記をしていれば、実際の所有者と登記簿上の所有者が一致して権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができます。

■相続登記の流れ(例)

建物の所有者(被相続人)の死亡

相続財産の確定

相続人の確定

遺産分割協議により相続人全員の合意
(遺産相続分割協議書の作成)

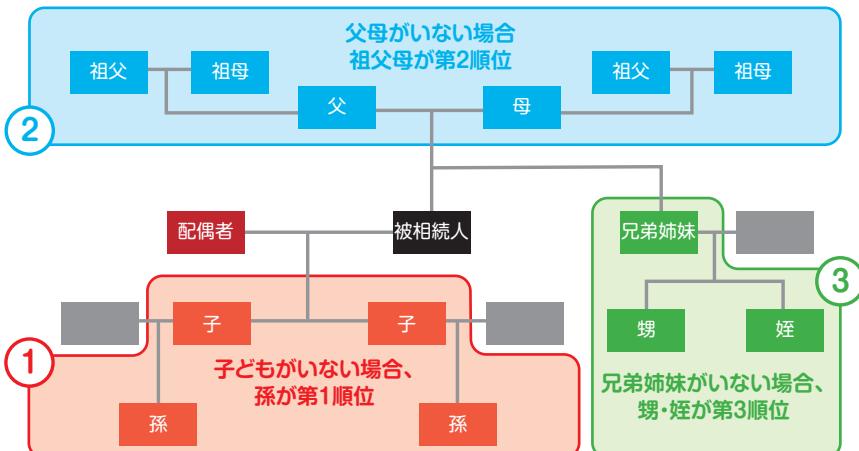
所有権移転の登記



相続の順位

相続の基本的な順位は相続法により規定されています。

相続人の範囲については、まず配偶者がいる場合は必ず相続人となります。そして相続順位の高い順の方が併せて相続人になります。上位の順位の方が存命の場合、下位の方は相続人にはなれません(例えば、被相続人に子供がいる場合、被相続人の両親に相続権はありません。)。なお、遺言書がある場合は、遺言書の内容が優先されます。



相続の種類

相続には下記の3種類が存在し、相続人は相続の方法を選ぶことができます。ただし、期限等があり、無条件に選択できるわけではありません。

■単純相続

- ・相続財産全てを相続
- ・手続きは不要
- ・プラスになる財産の範囲内で相続財産を相続
- ・相続開始を知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述
- ・相続人全員が限定承認を行う必要がある

■相続放棄

- ・相続財産全てを相続しない
- ・相続開始を知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述
- ・他に相続人がいても一人で相続放棄が可能



相続に関する新法律・新制度等

近年、次のような相続に関する新しい法律や制度がつくられていますので、参考にしてください。

法定相続情報証明制度

■平成29年5月29日より制度開始

法定相続情報証明制度は、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払い戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の書類の提出の省略が可能になります。

配偶者居住権

■令和2年4月1日施行

民法改正により、相続開始時に被相続人所有の建物に居住する配偶者は、相続開始後、終身その建物を無償で使用することができる権利を有することとなりました。これを配偶者居住権といいます。

相続登記の申請義務化

■令和6年4月1日施行

不動産登記法改正により、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。